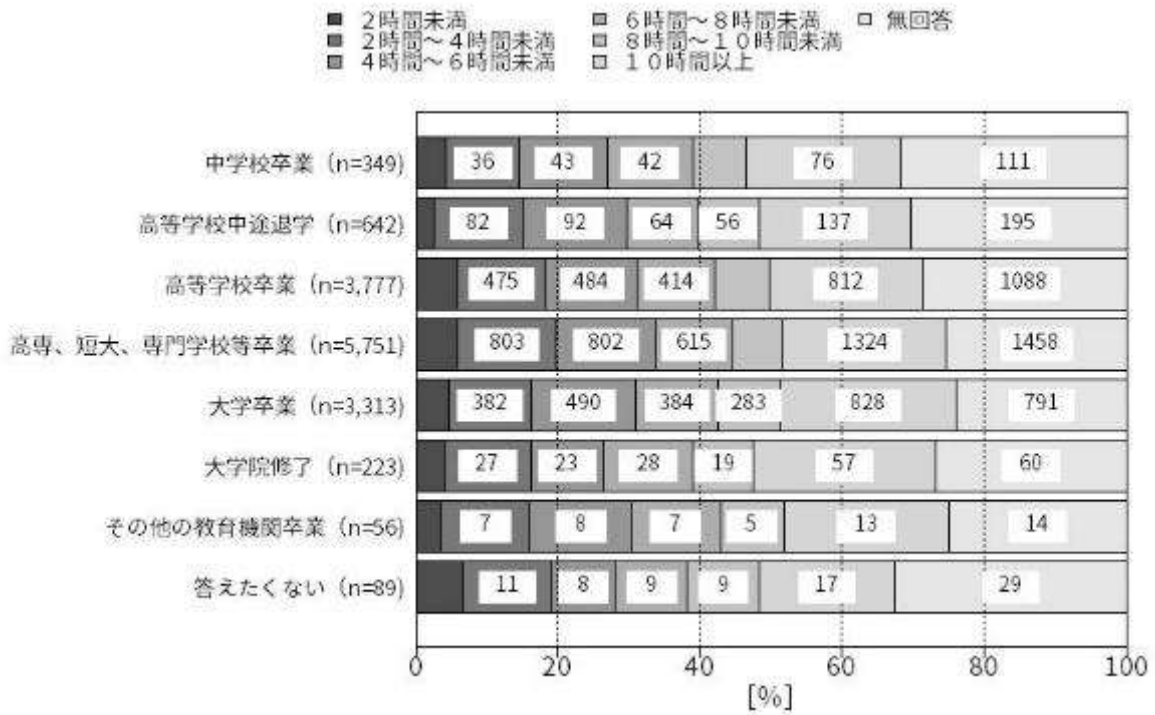


母親の最終学歴別に見た、子との関係（３）子どもと一緒にいる時間（休日）  
 （問 7×問 31-3-休日）

<大阪市 24 区>



<大阪市西成区>

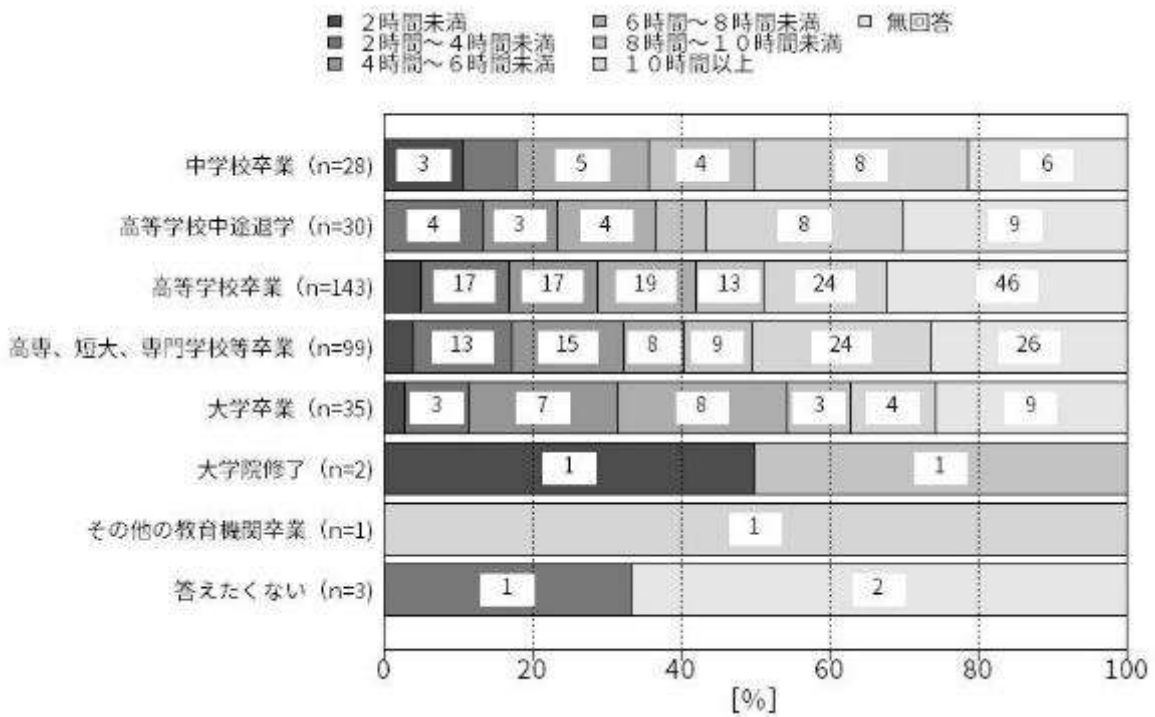
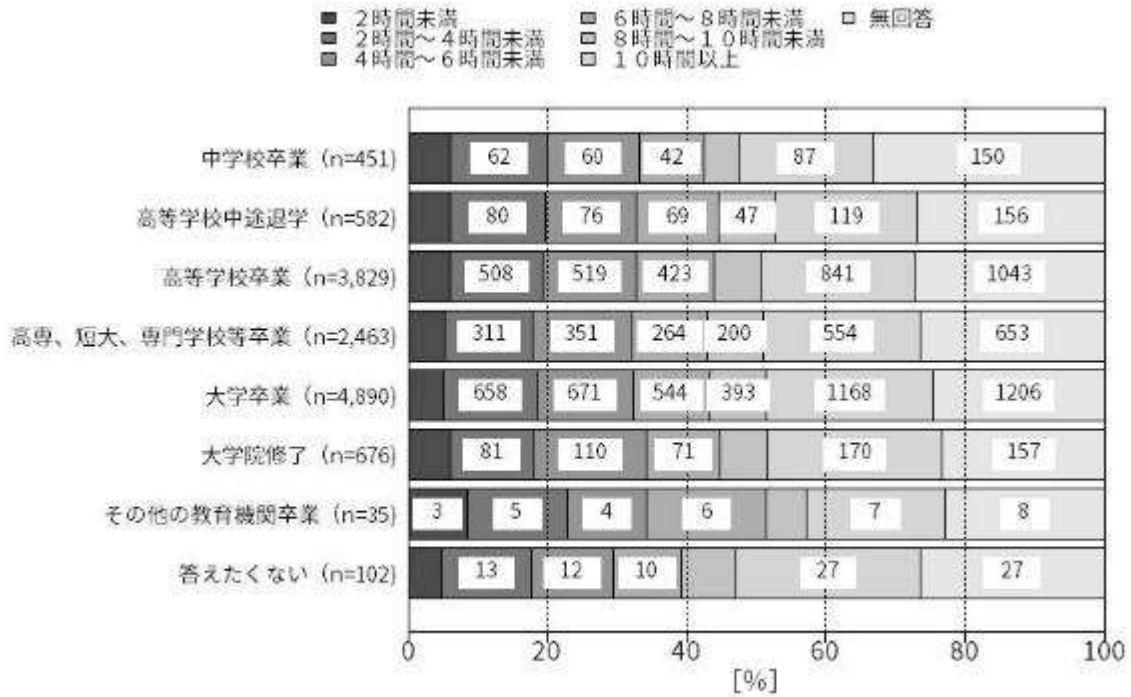


図 171. 母親の最終学歴別に見た、子との関係（３）子どもと一緒にいる時間（休日）

母親の学歴と、子どもと休日一緒にいる時間に関係は見られなかった。

父親の最終学歴別に見た、子との関係（3）子どもと一緒にいる時間（休日）  
（問7×問31-3-休日）

<大阪市24区>



<大阪市西成区>

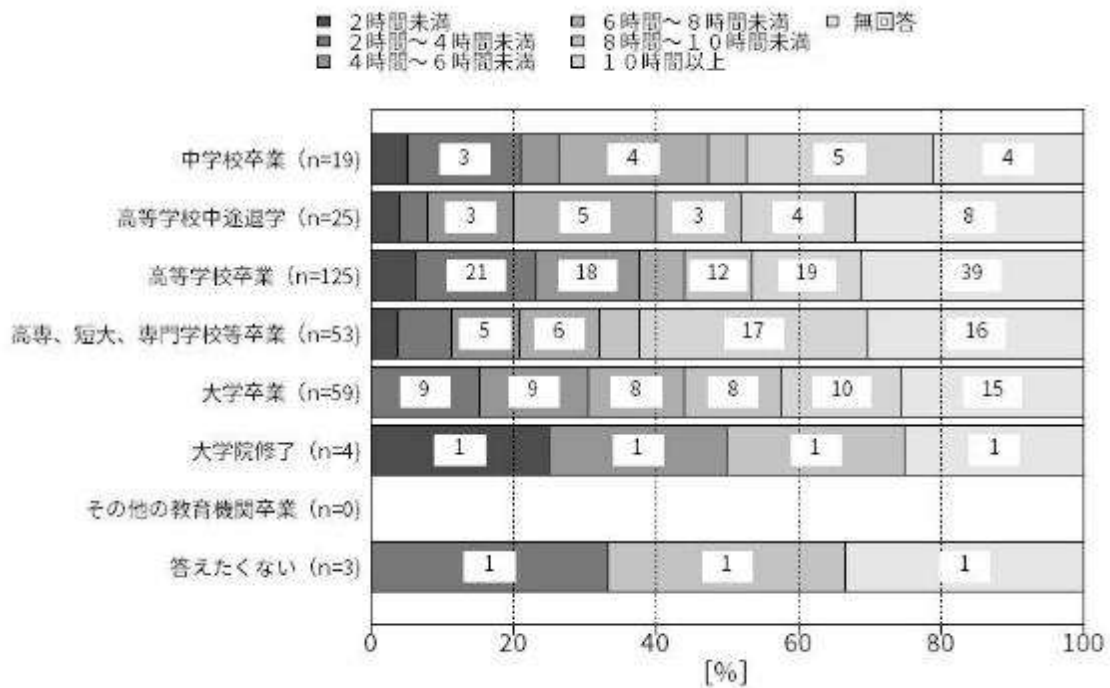


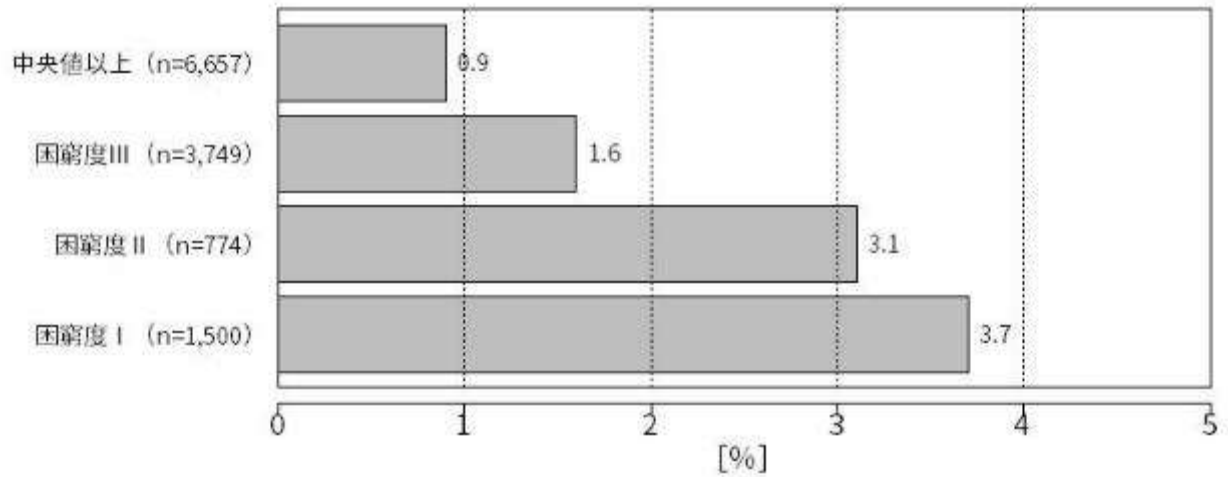
図 172. 父親の最終学歴別に見た、子との関係（3）子どもと一緒にいる時間（休日）

父親の学歴と子どもと休日一緒にいる時間に関係は見られなかった。

### 3-5. 対人関係

#### 困窮度別に見た、相談相手のいない割合（問 35）

<大阪市 24 区>



<大阪市西成区>

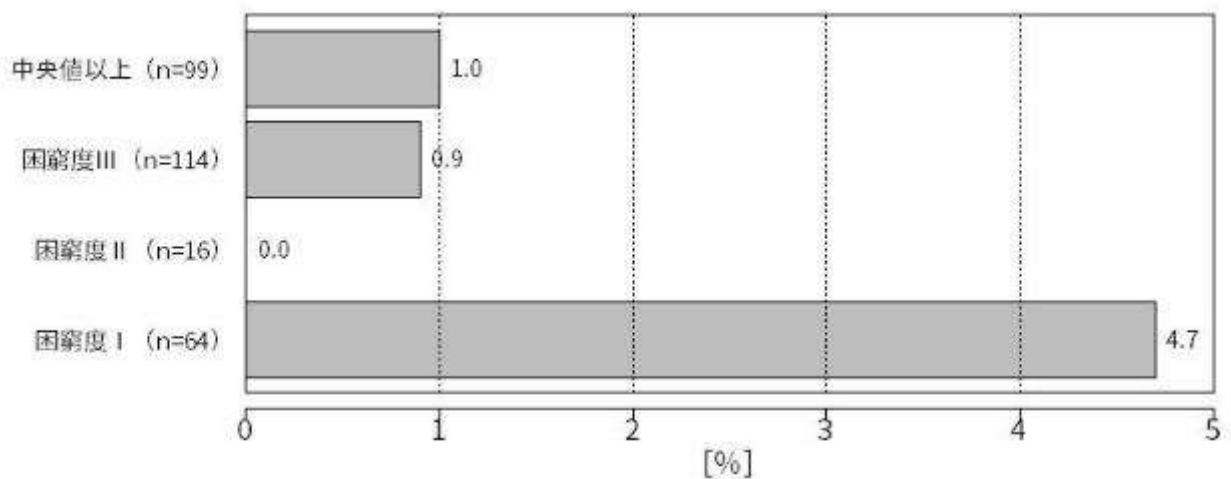
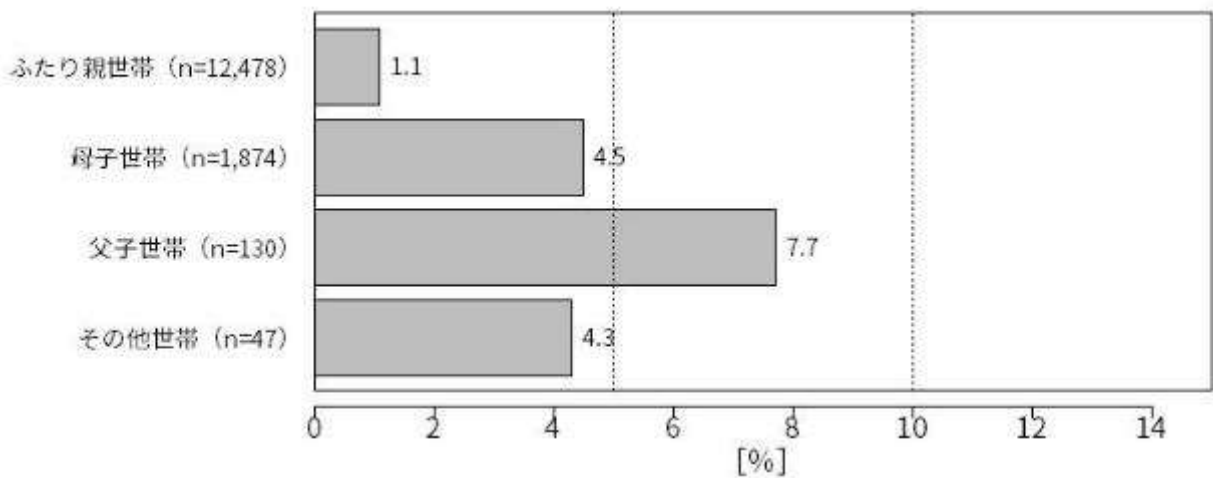


図 173. 困窮度別に見た、相談相手のいない割合

困窮度Ⅱ群は人数が少ないため、この群と比較して傾向を述べることはできない。「相談できる相手がない」と回答した割合は、中央値以上群が 1.0%、困窮度Ⅰ群が 4.7%であった。

世帯構成別に見た、相談相手のいない割合（問1×問35）

<大阪市 24 区>



<大阪市西成区>

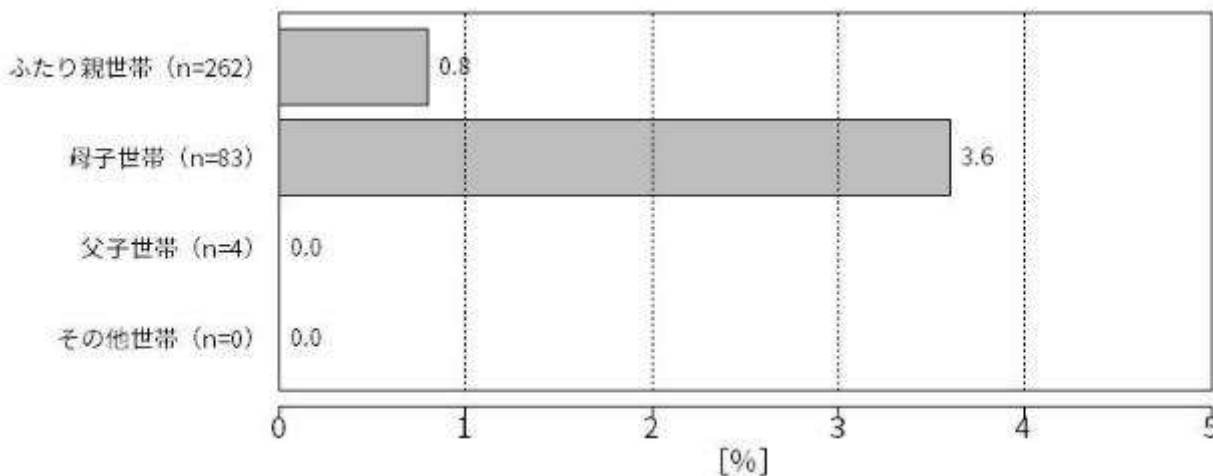


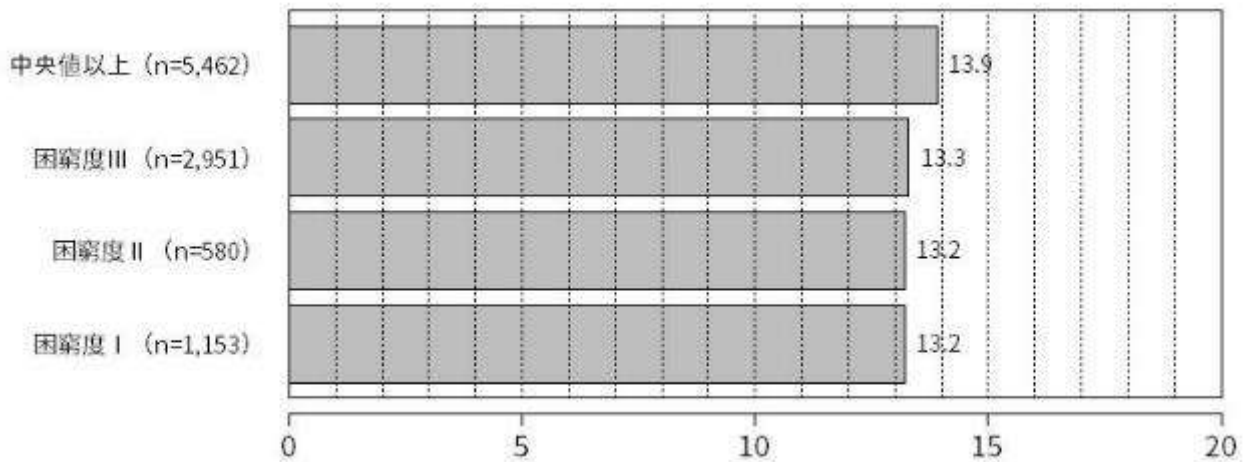
図 174. 世帯構成別に見た、相談相手のいない割合

母子世帯では、ふたり親世帯と比べて「相談できる相手がいない」と回答した割合が高くなる傾向にあった。「相談できる相手がいない」と回答した割合は、母子世帯では3.6%だった。

### 困窮度別に見た、セルフ・エフィカシーの合計得点平均（問 40）

※成田・下仲・中里他（1995）の特性的自己効力感尺度より「自分が立てた目標や計画はうまくできる自信がある」、「はじめはうまくいかない事でも、できるまでやり続ける」、「人の集まりの中では、うまくふるまえない」、「私は自分から友達を作るのがうまい」、「人生で起きる問題の多くは自分では解決できない」の5項目を抽出して使用した。それぞれの項目について、「そう思う」～「思わない」までの4段階で評価させ、5項目の合計得点を大人のセルフ・エフィカシー得点とした。得点が高いほど、自己効力感（セルフ・エフィカシー）が高いことを表す。

#### <大阪市 24 区>



#### <大阪市西成区>

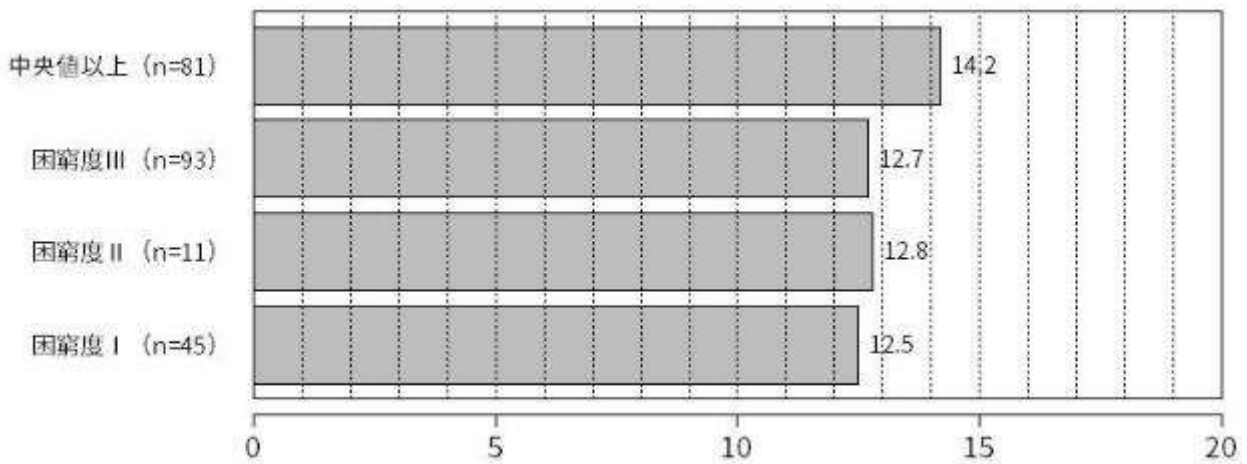


図 175. 困窮度別に見た、セルフ・エフィカシーの合計得点平均

困窮度Ⅰ群ではセルフ・エフィカシー得点は12.5点であった。

### Ⅲ. 課題と方向性

本調査は、調査票の配布と回収状況は学校の協力も得て、回収率が非常に高いものになった。さらに、本区の調査のみならず大阪市は大阪府や複数の府内自治体が共同実施して把握したことによって、回答者数の多さ、および大阪府全域の実態把握という点において意義がある。結果は、すべて傾向としては同様のものであり、大きく子どもの生活実態をとらえる有意義な調査となった。その上で、本報告書では、大阪市と本区について、ともに掲載している。

本調査は、子どもの貧困対策の前提となる実態把握に位置付けられる。まず、新たに子どもの権利に関する条約の精神が明記された、2016年の児童福祉法一部改正による理念と養育責任、子どもの貧困対策の推進に関する法律の条文を前提として確認する。

#### 児童福祉法の抜粋

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

## 子どもの貧困対策の推進に関する法律の抜粋

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されること

のない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

### (略)

### (調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

本調査では、子どもの生活実態を把握する際に、大きく2つのことを意識して分析を行った。第一に、調査対象者を OECD の定める等価可処分所得の中央値の 50% 基準を単一の「ものさし」とし、それのみで線引きをすることを避けることとした。国が定める相対的貧困率(等価可処分所得の 50% 未満の割合)は、国際比較のため OECD 等で用いられてはいるが、EU (ヨーロッパ連合) など 60% 基準を用いる国もあることから、複数の「ものさし」を用いることとした。最終的に、困窮度を 4 区分し、分析を行った。そのことによって、例えば、国が定める貧困線(中央値の 50% 未満)には含まれないものの、経済的理由によってさまざまな生きづらさを抱える子どもと保護者の生活実態を明らかにできたと考えている。

第二に、等価可処分所得の算出の際に、国の基準の金額をそのまま大阪市内の自治体に当てはめるのではなく、調査対象者の回答から大阪市の等価可処分所得を算出したことである。相対的貧困の考え方は、「その地域で標準的に行われていることが欠けている状態」を指すことから、国の基準を当てはめる

のではなく、その自治体ごとの「ものさし」を用いて困窮度を算出することとした。

大阪市は、中央値が238万円、国の定める基準で行くと相対的貧困率は15.2%（大阪府内全自治体：274万円、14.9%）であった。中央値の「50%未満」を困窮度Ⅰ、「50～60%未満」を困窮度Ⅱ、「60%～中央値未満」を困窮度Ⅲ、「中央値以上」、と4区分である。以下、貧困とは、経済的資本、人的資本（ヒューマン・キャピタル）、社会的資本（ソーシャル・キャピタル）の3つの欠如でとらえる立場に立って、本区の調査結果を検討する。

#### 1) 経済的資本の欠如

困窮度が深刻化するに従い、生活面での困難は増す傾向が見られた。困窮度Ⅰの群では7.1%（西成区5歳児：4.7%、大阪市全体：8.2%）の世帯が「電気・ガス・水道などが止められた」、7.9%の世帯が「敷金・保証金等を用意できないので、住み替え・転居を断念した」、16.5%（西成区5歳児：18.8%、大阪市全体：13.7%）の世帯が「電話などの通信料の支払いが滞ったことがある」と回答している。これらの質問項目に対して、中央値以上の群において、経験があると回答した世帯は1%未満であり、生活面での格差が明確に表れている。保険料などの滞納は、中央値以上の群では3%未満にとどまっているのに対して、困窮度が深刻になるほど高い割合になっており、困窮度Ⅰの群では25%を超える世帯が該当すると回答している。「国民年金の支払いが滞ったことがある」という項目に関しては、保護者が将来においても生活困窮に陥る可能性を示唆するデータでもあるため、看過することができない。このような経済状況は、保護者の心理的な面にも反映されており、「生活の見通しが立たなくて不安になったことがある」と回答した世帯は、中央値以上の群では12.9%（西成区5歳児：11.1%、大阪市全体：9.0%）であるのに対して、困窮度Ⅰの群では39.4%（西成区5歳児：45.3%、大阪市全体：43.7%）であった。なお、経済的理由で生じた生活上の困難に関する質問項目は、現代の日本社会において通常は経験しないことが想定されている。質問項目について「どれにも当てはまらない」と回答した世帯は、中央値以上では39.4%であったのに対して、困窮度Ⅰの群では5.5%であった。

本調査では、雇用形態が所得階層の分布に反映されていることが判明した。所得階層が高い層ほど、正規雇用である傾向がみられたためである。中央値以上の群では、正規雇用が約90%なのに対して、困窮度Ⅰの群では半分以下の24.2%にとどまっている。非正規雇用の割合は中央値以上の群では1.4%であったにも関わらず、困窮度Ⅰの群では36.8%に達する。ちなみに、正規雇用であるにもかかわらず困窮度Ⅰの群に属するという点は、ワーキングプアなどの問題を含んでいる可能性がある。

困窮度が高い群ほど、学歴が低い傾向にあることも示された。中学卒業、あるいは高校中退である割合は、困窮度Ⅰの群に属する母親の場合ともに11.0%であった。中央値以上の群ではそれぞれ1.8%と5.3%であった。父親も同様の傾向が見られた。中学卒業、あるいは高校中退である割合は、困窮度Ⅰの群では7.9%と13.4%であったのに対して、中央値以上の群では4.7%と5.3%であった。さらに、学歴が高い群ほど正規雇用の割合は高く、大学卒では正規雇用の割合は70%近かった。

世帯構成と就労状況の関係を見ると、母子世帯における非正規雇用の高さが目立つこととなった。ふたり親世帯では8.1%であったのに対して、母子世帯では42.3%の世帯が非正規雇用であった。

家計の状況にも明確な差が生じていた。正規雇用の25.9%は、貯蓄ができていると回答し、生活が安



定している傾向が見られたのに対し、非正規雇用では貯蓄ができていない世帯は6.2%にとどまり45.7%が赤字であると回答している。

社会保障給付の受給割合について、とりわけ子どもに関連する社会保障給付に着目すると、就学援助制度の受給率は、困窮度Ⅱ群で55.3%（西成区5歳児：12.5%、大阪市全体：52.9%）、困窮度Ⅰ群で58.3%（西成区5歳児：39.1%、大阪市全体：64.4%）と約5割となっている。児童扶養手当（ひとり親世帯が分母）は、困窮度Ⅰ群で63.3%（大阪市全体：76.2%）となっている。生活保護制度については、困窮度Ⅲ群で3.4%（西成区5歳児：2.6%、大阪市全体：2.6%）、Ⅱ群で19.1%（西成区5歳児：6.3%、大阪市全体：9.2%）、Ⅰ群で11.0%（西成区5歳児：10.9%、大阪市全体：9.6%）と、就学援助制度に比べ、低い受給率にとどまっている。就学援助制度は自治体独自の適用基準を有するため単純には判断できないが、生活保護制度も含めて、制度の捕捉率を上げる施策が求められているといえる。

初めて親になった年齢（母親が回答者の場合のみ）を困窮度別にみると、10代の割合は、困窮度Ⅱ群で11.9%（西成区5歳児：0%、大阪市全体：6.3%）、困窮度Ⅰ群で7.2%（西成区5歳児：17.0%、大阪市全体：7.8%）であった。10代、20～23歳をあわせると、困窮度Ⅱ群で28.6%、困窮度Ⅰで40.2%と高い結果となった（5歳児では、困窮度Ⅱ群33.3%、困窮度Ⅰ群43.4%）。母親の学歴を出産時の年齢別にみると、10代では、中卒が22.2%（西成区5歳児：20.7%、大阪市全体：19.0%）、高校中退29.6%（西成区5歳児：27.6%、大阪市全体：31.3%）と他の年齢層に比べて高い割合を示した。就労状況も学歴を反映した結果と推測されるが、10代は、正規群が57.7%（西成区5歳児：40.0%、大阪市全体：51.0%）にとどまり、非正規群が26.9%（西成区5歳児：35.0%、大阪市全体：23.2%）と他の年齢層に比べて就労状況の不安定性が示された。

健康状態について、自覚症状の該当する個数の平均は、10代では5.0個（西成区5歳児：4.70個、大阪市全体：3.6個）と、他の年齢層に比べて高い結果となった（20～30歳では平均3.0個（西成区5歳児：3.0個、大阪市全体：2.7個）、31歳以上では2.3個（西成区5歳児：2.7個、大阪市全体：2.7個）。また、保護者（母親が回答した場合のみ）の不安やイライラなどを子どもに向けてしまう割合をみると、出産年齢が低年齢になるほど高くなっている。若年出産者に対する健康支援や子育て支援など、支援ニーズの高さが示されている。

家計の状況を住宅の所有状況別にみると、府営・市営住宅では、29.8%（大阪市全体：43.0%）、UR賃貸住宅では、25.0%（大阪市全体：35.8%）、民間の賃貸住宅では48.0%（大阪市全体：38.9%）と家計の厳しさが示された。同様に、子どものための貯蓄の状況では、「貯蓄をしたいが、できていない」という回答が府営・市営住宅では75.4%（大阪市全体：68.3%）、UR賃貸住宅では75.0%（大阪市全体：51.8%）、民間の賃貸住宅では78.0%（大阪市全体：63.4%）となり、他の住宅に比べ高い結果となった。

以上から導き出される政策課題は、経済的に困窮している世帯を確実に各制度につながる仕組みづくりが求められていることである。各制度の利用率を改善するための取り組みを行う必要がある。制度やサービスが利用の拒否や認知度の低さなどから、必要な人に届いていない現状がある。各制度の受給要件はそれぞれ異なるため単純に比較はできないが、特に生活保護世帯の受給率は、他の制度と比較してきわめて低く、捕捉率の改善が求められる。

また、医療費の負担を軽減する施策として、子ども医療費助成制度の拡充や国民健康保険料および利

用者負担の減免などの拡充が求められる。また、子育て世帯への家賃負担の軽減など、住宅費の負担を軽減する施策も重要といえる。さらに、困窮度が高い群では、家計が赤字の割合が高い。児童扶養手当や生活保護制度等の経済給付は、国の施策ではあるが、給付水準の引き上げや受給要件の緩和なども必要であり、国に対する地方自治体からの働きかけが求められている。

就労所得を増やすためには、安定した雇用の確保が不可欠であり、子育て世帯の就労について地域の企業等との連携が重要である。雇用については、賃金だけでなく、勤務時間など子育てに配慮した働き方の保障が求められている。

また、住宅の状況と経済的苦しさと関連が明らかになった。特定の住宅の所有形態が特定の地域に集中することが多いことから、地域ごとの取り組みが求められている。特に、公営住宅が集中する校区では、小学校や子育て広場、保育所、幼稚園などで教育的支援、社会的支援を重点的に実施することなどが必要である。

本調査では、若年で出産した親やひとり親世帯など優先して支援すべきグループが明確になった。経済的支援策と同時に学び直しや資格取得等の就労支援策を一体的に実施することが求められている。また、ひとり親世帯については、養育費の確保のための取り組みをそれぞれの家庭の実情に合わせて進めていくことが必要である。経済給付は、世帯それぞれを対象にしており個別支援になりがちであるが、とりわけ困窮度が高い地域においては、地域を支援の単位として設定し、後述するような孤立する保護者同士をつなげる支援や子どもの養育や関心を高める支援と連動させて行うことを検討する必要性が示されている。

## 2) ヒューマン・キャピタルの欠如

世帯の経済状況は、子どもの生活にも影響を与えていることが確認できる。たとえば、困窮度Ⅰの群では「子どもを医療機関に受診させることができなかった」世帯は5.5%で、「子どもの進路を変更した」世帯は3.1%であった。中央値以上の群では該当すると回答した世帯は1%前後であった。所得の差は、学習面の機会の差にも表れている。「子どもを習い事に通わすことができなかった」と「子どもを学習塾に通わすことができなかった」が、中央値以上の群ではともに5.3%であったのに対して、困窮度Ⅰの群では29.9%と31.5%とほぼ6倍の差が生じている。この差は、ヒューマン・キャピタルの面で子どもの将来に影響を与えることが予想される。学校外で多様な「体験」をすることも、子どものヒューマン・キャピタルの形成に影響を与えることが予想される。しかし、調査結果ではこの点においても格差があることが明らかになった。たとえば、「家族旅行(テーマパークなど日帰りのおでかけを含む)ができなかった」という回答は、中央値以上の群で10.6%であったのに対して困窮度Ⅰの群では42.5%であった。

なお、中央値以上の群では65.9%が「どれにもあてはまらない」、すなわち、子どもに困難なく資源や機会を提供できていると回答している。子どもに対して困難なく資源や機会が提供できている世帯も多数いるという点にも留意しておく必要があるだろう。なお、子どものために貯蓄ができていない世帯は、中央値以上の群では71.8%なのに対して、困窮度Ⅰの群では17.3%に過ぎない。

困窮度が高まるにつれ、おうちの大人の人と一緒に朝食を取る頻度が下がり、困窮度Ⅰ群では、「まっ

たくない」「ほとんどない」合わせると 35.4%（大阪市全体：35.3%）が朝食を一緒にとっていない。同様に、おうちの大人に宿題をみてもらう頻度、大人と文化活動をする頻度は下がり、前者の宿題を見てもらわない子どもが 39.4%（大阪市全体 35.9%）、後者文化活動をともに行うことはまったくくない子どもが 40.9%（大阪市全体 40.0%）、ほとんどないと合わせると 74.8%（大阪市全体：78.1%）を占め、中央値以上と 0.7 ポイントほどの差がある（大阪市全体は 7 ポイントほど）。

勉強時間を見ると、困窮度が高まるにつれ、30 分以内と少なくなり、読書時間も同様の傾向で、困窮度Ⅰ群では全くしない人は 32.3%（大阪市全体：37.6%）を占める。これらの結果として学習理解度は、困窮度Ⅰ群では、ほとんどわからない・あまりわからない人が 18.1%（大阪市全体：23.4%）になる。

同じ時刻に起床しない、朝食を毎日とらないなど生活習慣が確立していない子どものほうが勉強や読書を「まったくしない」傾向がある。これらの生活習慣は、困窮度が高くなると確立していない傾向がみられた。

子どもの将来に関して、困窮度Ⅰ群では、11.8%（大阪市全体：17.9%）の保護者があまり期待していない。進学に関して、子ども自身の希望と親の希望では、困窮度が高まるにつれ、「中学校」「高校」と回答した子どもが増え、困窮度Ⅰ群では、その値が 26.0%（大阪市全体：25.4%）、保護者が 40.9%（大阪市全体：33.5%）となる。つまり、子ども自身が希望は高校卒業までではないが、保護者はそこまでと思っているずれが大きい。保護者も困窮度が高まるにつれ、子どもの進学達成をあきらめていると読めるが、その理由については数が少数すぎて明確に言及できない。

困窮度別に学校への遅刻を見ると、困窮度が高まるにつれ、週に 1 回以上遅刻をする子どもの割合が増え、困窮度Ⅰ群では、24.4%（大阪市全体：18.4%）である。困窮度別に子どもの通学状況を見ると、困窮度Ⅰ群では「ほぼ毎日通っている」が 87.4%（大阪市全体：88.1%）、週 1 回以上遅刻する子どもは、おうちの大人と朝食をほとんど毎日とっているのが 31.8%（大阪市全体：39.7%）、夕食で 71.3%（大阪市全体：75.2%）であり、社会のできごとを話すこと、文化活動をする、などが、遅刻をしない子どもと比べて、低くなっている。

週 1 回以上遅刻する子どもは進学希望が「中学校」「高校」の割合が高く 28.7%（大阪市全体：22.3%）、遅刻はしない子どもは、「大学・短期大学」が 37.2%（大阪市全体：39.8%）であった。本区は、中央値以上と困窮度Ⅰの間の差が、大阪市全体に比較して少ない傾向にあるといえよう。

困窮度別に朝食の頻度をみると、困窮度が深刻化するほど、「毎日またはほとんど毎日」朝食を食べる頻度が減る傾向が見られた。とくに、困窮度Ⅱ群で 70.2%（西成区 5 歳児（「必ず食べる」）：87.5%、大阪市全体：82.9%）、困窮度Ⅰ群で 69.3%（西成区 5 歳児：85.9%、大阪市全体：78.8%）と低くなる。困窮度は、保護者の就労状況を反映していると想定され、正規群では、82.0%（大阪市全体：88.4%）が「毎日またはほとんど毎日」と回答しているのに対して、非正規群では、66.7%（大阪市全体：78.5%）にと、15.3 ポイントの差がついている（大阪市全体：9.9 ポイント）。

また、朝食および休日の昼食の頻度が高い人のほうが子どもの自己効力感（セルフ・エフィカシー）がわずかではあるが高いがが示された。また、朝食の頻度が高いほうが、子どもとよく会話をする割合が高かったが、平日一緒にいる時間で違いは見られなかった。

子どもの心身の状況について、まず困窮度Ⅰ群に注目し、高い割合を示した項目を挙げる。割合が高

い順に、「イライラする」(30.7%、大阪市全体：27.6%)、「やる気が起きない」(25.2%、大阪市全体：27.2%)、「不安な気持ちになる」(15.7%、大阪市全体：19.7%)、「まわりが気になる」(23.6%、大阪市全体：19.8%))、など、心理的・精神的症状の高さが特徴的である。項目によっては、困窮度Ⅱ群が最も高い項目「イライラする」(42.6%)もあり、中央値以上群、困窮度Ⅲ群とほとんど変わらない、あるいは、中央値以上群、困窮度Ⅲ群のほうが高い割合を示す項目もあった。中央値以上群でも約3割は、「イライラする」「やる気が起きない」と回答しており、子ども全体のこうした心理的・精神的症状が学習状況に影響を与えていることが推測される。困窮度が高まるにつれて心身の自覚症状が悪化する項目は確かにあるものの、困窮度が高い群の子どものみならず、広範な層を対象とした一般施策としての支援メニューが求められている可能性が示された。経済的な理由による経験該当数別にみると、該当数が多くなるにつれて、心身の自覚症状が悪化する結果となっている。

保護者の心身の状況については、困窮度が高まるにつれて保護者の心身の状況が悪化する項目が多く見られた。「不安な気持ちになる」(53.2%)、「よく肩がこる」(55.3%)、「よく腰がいたくなる」(51.1%)の項目では、困窮度Ⅱ群が最も高くなっているのが特徴的である。困窮度Ⅰ群に着目して、多い順に挙げると、「よく肩がこる」50.4% (大阪市全体 47.1%)、「イライラする」50.4% (大阪市全体 42.5%)、「不安な気持ちになる」41.7% (大阪市全体：38.5%)となっている。こうした不安感の高さが将来への希望の低さ、幸福度の低さにつながっていると推測される。保護者の就労状況が非正規群、無業など不安定化するにつれ、心身の気になることの項目数が増えることも明らかとなった。定期的に健康診断を受診している割合は、就労状況が不安定化するにつれ、低くなっている。中央値以上群では、5割が定期的に健康診断を受けているが、それ以外の群では、4割台にとどまった。健康診断を容易に受診できる雇用環境、心理的・時間的余裕などが受診率の差に現れていると想定される。

以上の調査結果を参考に政策課題を挙げる。困窮度によって、まず、食生活等、基本的な生活習慣に対するケアを必要とする子どもが一定数いることが確認された。学習の理解や勉強時間など、困窮度による学習面での格差が見られた。また、困窮度は、子どもの心身の状況、および保護者の心身の状況にも影響を与えており、医療的ケアの必要性も示された。学校内だけではなく、学校外での塾や習い事、文化活動など、大人と関わるさまざまな社会活動を体験する「機会」の格差を縮小する施策が求められている。これらのさまざまな機会を提供する「居場所づくり」の必要性を根拠付けるデータが得られたといえる。

### 3) ソーシャル・キャピタルの欠如

子どもが放課後に過ごす場所について、困窮度別に数値の高い上位2つの項目をみると(ただし「おうち」はどれも多いので省く)、困窮度Ⅰ群は「学校(クラブ活動など)」39.4% (大阪市全体：39.6%)、「学童保育」9.4% (大阪市全体：4.3%)と差がみられた。また、中央値以上群では「習いごと」30.6% (大阪市全体：36.4%)、「塾」28.2% (大阪市全体：30.8%)が高かった。この結果から、ほぼ大阪市と同じ傾向であったが、学童保育は他の区ではあまり見られなかった。困窮度別に子どもが放課後に一緒に過ごしている人物では(ただし、どの群も高かったおうちの大人ときょうだい、学校の友達以外)、「ひとりである」の困窮度Ⅰ群が19.7% (大阪市全体：18.3%)、中央値以上群が21.2% (大阪市全体：17.7%)

のように困窮度ごとに顕著な差がみられなかった。これは、保護者が放課後に子どもと一緒にいると回答した人物、子どもが毎日の生活で楽しいことについても同じ傾向であった。中央値以上群の数値を挙げると、「ともだちと一緒に過ごしているとき」87.1%（大阪市全体：83.0%）、「塾や習い事で過ごしているとき」30.0%（大阪市全体：30.4%）が高かった。

子どもが悩んでいることでは、差が大きい項目に着目すると、困窮度Ⅰ群では、「学校や勉強のこと」21.3%（大阪市全体：24.4%）、「わからない」22.0%（大阪市全体：14.1%）の差が大きく、中央値以上群では「いやなことや悩んでいることはない」38.2%（大阪市全体：37.0%）、「クラブ活動のこと」8.2%（大阪市全体：10.9%）の差が大きかった。

困窮度別に保護者の相談相手を見ると、中央値以上群では「配偶者・パートナー」と回答した割合が74.7%（大阪市全体：78.7%）だったのに対して、困窮度Ⅰ群では43.3%（大阪市全体：40.3%）だった。大阪市全体と同様、差が大きかった。

保護者が、「地域社会に相談相手がいる」人の方が、「地域社会に相談相手がない人」よりも、おうちの大人の人と学校でのできごとについて話し（47.8%）、おうちの大人の人と一緒に外出していた（20.9%）。

以上、保護者の生活環境の違いから、子どもの日常生活の違いや対人関係の違いが生じてしまうことから、早期に保護者の生活が豊かになるよう、すべての子育て家庭への支援（例えば親支援の導入、家庭教育支援の導入）や必要な家庭に早期段階からサービスが届くよう、機関と機関、制度、サービスがつながる仕組み作りが必要であることが示唆されたといえる。

#### 4) 政策的課題のまとめ

以上、経済的資本、ヒューマン・キャピタル、ソーシャル・キャピタルの3つの領域ごとに本区の特徴と政策的課題を述べてきた。3つの領域は、それぞれ独立する項目ではなく、互いに関連し、影響を及ぼしあい、重複しているともいえる。改めてそれらをまとめて政策課題を述べる。本区は、大阪市全体の傾向と同様の結果が示された。上記述べてきた通りである。

重要なのは、経済的支援策と学習支援や子ども食堂など子どもの「居場所」支援を車の両輪として同時に進めることである。子どもの貧困は、「見えない貧困」とも表現されるが、経済的理由によるさまざまな経験の調査結果によれば、家賃滞納、国保の滞納など、さまざまな生活困窮のサインは、子どもあるいは保護者から出されているといえる。それら生活困窮のサインを見逃さずに、子どもの支援策に確実につなげる仕組みが必要である。地域において、各関係機関、NPO等が子どもと保護者に関わるなかで気づいた生活困窮のサインを情報共有し、支援につなげていくことが求められている。

以下、包括的に5点にまとめて提案する。基盤となる経済的支援、家庭教育支援、その上で多様な社会経験と学習支援、これらの3本が必要である。子ども食堂や学習支援だけがあってもその成果は生み出しにくい。これら3本に関する方策をつなぐ仕組みが必須である。

- ① 生活基盤づくり：所得保障制度の充実や雇用環境の改善が求められる。これらは、国に対する要望、また企業への意識の醸成なども検討すべきである。生活保護受給者やひとり親等を雇用した場合の

トライアル雇用奨励金の積極的活用や自治体のホームページに優良企業として掲載するなどインセンティブを設けて、企業と協働で作りに上げていくことが求められる。また、正規雇用でありながら困窮度Ⅰ群に含まれるものも明らかになり、最低賃金の引き上げや企業への指導の徹底なども国への要望として挙げられる。

以下の③とも関連するが、今回の調査において、困窮度Ⅰ群でありながら、制度やサービスを利用できていない家庭が存在することが明らかになった。制度利用に伴う抵抗を軽減する努力と制度の周知徹底が必要である。生活基盤に欠かせない現金給付の改善、新たな制度の創出（たとえば、子育て世帯に対する住宅手当等）など、国に要望するとともに、自治体レベルで実施可能なこともあわせて検討すべきである。医療費負担軽減策としての現物給付は、さらなる検討を進めることを期待したい。また、海外の取り組み事例などを参考にした養育費確保の取り組みなど、それらを根拠づける条例等の策定も求められる。

- ② 家庭基盤づくり：学習支援のみならず、基盤となる家庭教育支援は必須である。すべての家庭において、冒頭に掲載した法律にあるように、経済的状況に左右されることなく、子どもの最善の利益に基づいてケアされる家庭環境を作ることを、自治体として総力をあげて取り組む必要がある。乳児の全戸訪問から、家庭教育支援（国の補助事業）として義務教育年齢まで継続することも求められる。入学時、進路選択時などの機会をとらえてすべての家庭に子どもの成長と発達に必要なことを伝える機会を作ること、学校において家庭教育支援講座や保護者が気軽に立ち寄れる居場所を作る（他地域でコミュニティ・スクールとして実施あり）など、当たり前の家庭生活を送れる環境を社会的責任として創出する必要がある。ユニバーサル型として、予防も含めてすべての家庭に必要な一般施策と個別のニーズを有する層を対象にした施策の両面が必要である。
- ③ 制度やサービスを確実に届けるための仕組み作り：乳幼児の健診のように全数把握できている部署との連携、協働が必須である。また、就学後に、全数把握を可能にする一つの選択肢は、学校である。学校において、校内の専門職が入った形で経済的リスクの早期把握も含めたスクリーニング会議の創設（文科省 2017）、関係機関と学校、地域との連絡会の創設が必要である。実施の有無によって子どもの将来に格差が生じないように、必須設置にする必要がある。スクリーニングで支援が必要な家庭が把握され、支援につなぐ場合に、様々な工夫が必要である。公的機関（学校含む）への抵抗感がある場合も少なくない。その際、地域で活動している人材（家庭教育支援による地域人材含む）や同じ子育てをしているグループなど、地域性や当事者性を尊重にした支援展開を検討することも考えられよう。例えば、親支援として、若年出産の課題をあげたように、出産と同時に親支援プログラムの実施、親同士のつながりづくりなども必要である。自治体として、子どもも保護者も制度やサービスを受けることが当たり前の権利であり特別でないことを示すことが重要である。
- ④ 文化活動、読書、異なる世代の人との交流など様々な要素を含んだ居場所の創設：今回の調査において所得によって子どもの放課後の生活環境に差がみられた。経済的基盤によって差が生じることなく、子どもが多様な体験ができ、その生活を豊かにする必要がある。そのためには、セーフティネットとして、誰もが通う学校を拠点にした、教師以外のさまざまな支援者や支援事業の投入（子ども食堂、学習支援などの居場所含む）をモデル的にでも策定することを検討すべきである。これ

は内閣府子どもの貧困対策の大綱の議論とともに提案された学校プラットフォームの本格化への取り組みである。学校を拠点としたこうした取り組みに加えて、地域においても居場所づくり支援が求められる。

- ⑤ 支援者共通の指標づくり：子どもにかかわるすべての部署が共通して持つ指標を示すことが必要である。そして保護者が子どもに向き合っていくことができこそ、子どもも学習に向かい、社会に向かっていくことができること、保護者が子どもに向き合っていけるような支援の重要性を明確化する必要がある。子どもの貧困対策のために、目標、ターゲット、支援内容、効果、これを明確に示し、エビデンスに基づく評価を今後も重ねていく必要がある。そのことを各自治体に周知徹底し連携することが重要である。国、他の都道府県、府内市町村との連携、協働は、今後も期待したい。

最後に、実態調査に関する調査課題として今後に向けて3点あげて結びにしたい。

1 点目は、今回の調査について、市内だけでも、学校と協力して、回収率の高い結果を得た意義は大きい。さらに、大阪府、大阪府内自治体と共同して実実施する方法をとったことは評価すべき点であった。これだけの大規模調査において実態をつかむには、調査としては、複数年かけて初年度様々な角度から全体像をつかむ、次年度さらに分析を深めて構造を明らかにするなどの方法も検討すべきであろう。はく奪指標を先行研究から引用したが、市民の声の普通の暮らしからピックアップするなども方法として考えられる。

2 点目は、今後、3年や5年に1度など、定点観測も検討すべきであろう。国においても何年かごとの観測は指摘されている。その際、例えば、コーホートで同じ学年を追うことでサービスの効果など測り、評価を入れることなども考えられる。

3 点目に、調査として、当事者の声を直接聴く取り組みも今後検討が必要であろう。

## 参考文献

- ・耳塚寛明 (2013) 『平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究』文部科学省委託研究国立大学法人お茶の水女子大学、88.
- ・文部科学省 (2017) 「児童生徒の教育相談の充実について」(スクールソーシャルワーカーのガイドライン含む)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1381049.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1381049.htm)
- ・所道彦 (2015) 「9章イギリス」埋橋孝文・矢野裕俊編著『子どもの貧困／不利／困難を考える』ミネルヴァ書房、189-203.
- ・山野則子・三沢徳枝 (2015) 「学習支援プログラム参加者の状況を視野に入れた支援の可能性ーアセスメントシートの分析からー」社会問題研究第64号(通算第143号)、大阪府立大学人間社会学部社会問題研究会、47-57.





## IV 資料編

